

監査報告書

平成30年6月27日

公立大学法人 北九州市立大学
理事長 津田 純嗣 様

公立大学法人 北九州市立大学

監事 中野 敬一



監事 福田 義徳



地方独立行政法人法第13条第4項及び同法第34条第2項の規定に基づき、公立大学法人北九州市立大学（以下「当法人」という。）の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第13期事業年度における業務及び会計の執行状況について監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

当法人の役職員と意思疎通を図り、必要に応じて内部監査部門と連携し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、部局の責任者から業務処理の状況を聴取しました。

また、当法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員からその整備及び運用状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

会計監査に関しては、財務担当部署から財務情報について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討しました。

2 監査の結果

(1) 業務の実施状況及び中期目標の実施状況についての意見

当法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

(2) 内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムの整備及び運用の状況を確認しましたが、内部統制システムとして特に指摘すべき事項は、認められません。

(3) 不正行為又は法令等に違反する重大な事実の有無

役員の職務の遂行に関する、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実の有無については、指摘すべき事実は認められません。

(4) 財務諸表等

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

財務諸表、事業報告書及び決算報告書は、法令等に準拠し、当法人の業務及び会計の状況を適正に表示しているものと認めます。

(5) 監査のための調査ができなかった場合はその理由

該当ありません。

以上